

第 37 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会協議結果について

第 37 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会で行った書面協議の実施概要及び協議結果等については、以下のとおりです。

1 実施概要

(1) 協議事項及び報告事項

①協議事項 道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について

特定非営利活動法人 あいえる (平塚市)

社会福祉法人 かながわ共同会 (秦野市)

特定非営利活動法人 ハイテンション (伊勢原市)

特定非営利活動法人 移送サービスいせはら (伊勢原市)

②報告事項 平成 31 年度 (令和元年度) 福祉有償運送実績報告について

(2) 協議方法 委員ごとに書面で承認し、「表決書」を作成する。

(3) 協議期間 令和 2 年 5 月 8 日 (金) から 5 月 21 日 (木) までの 14 日間

2 協議結果

(1) 表決書提出委員数 23 名 (委員 23 名中 23 名が提出)

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱 (以下、「要綱」) 第 8 条第 1 項 (委員の過半数出席) を書面協議の表決書提出数と読み替え、協議が成立したとする。

(2) 各事項の協議結果

単位 (人)

申請団体	承認	条件付承認	承認しない	合計
特定非営利活動法人 あいえる (平塚市)	22	1	0	23
社会福祉法人 かながわ共同会 (秦野市)	21	1	1	23
特定非営利活動法人 ハイテンション (伊勢原市)	19	4	0	23
特定非営利活動法人 移送サービスいせはら (伊勢原市)	22	1	0	23

上記各事業所の道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請については、承認多数により協議が整った旨報告します。なお、協議事項に対する各委員からの意見及び確認事項については、各市及び事業者が検討のうえ下記のとおり対応いたします。

(3) 協議事項に対する各委員からの意見及び確認事項と対応状況について

表決書の【ご意見・確認事項等】の欄に記載された内容及び各委員より個別に電話で問い合わせのあった事項に対する対応状況については、下記のとおりといたします。

【特定非営利活動法人 あいえる（平塚市）】

	委員からの意見及び確認事項	意見に対する事業所の対応内容
1	乗車場所が異なる場合の複数乗車に関して、「利用料金一覧」をもっと明確にすべき。	頂いたご意見を踏まえ平塚市と検討し、料金が明確になるよう記載内容を修正しました。
2	「利用料金一覧」の迎車回送料金が利用者にとって理解し難いので、定義の改善が必要。	頂いたご意見を踏まえ平塚市と検討し、料金が明確になるよう記載内容を修正しました。
3	複数乗車が可能な利用者要件に合致しているか確認が必要。	頂いたご意見を踏まえ平塚市と検討し、複数乗車の利用者要件に合致していることが明確になるよう「利用者は透析患者のみ」と追記しました。

【社会福祉法人 かながわ共同会（秦野市）】

	委員からの意見及び確認事項	意見に対する事業所の対応内容
1	苦情処理体制の組織図で、苦情処理責任者は運行管理責任者が兼務、苦情処理担当者は運行管理代行者が兼務することが望ましい。	頂いたご意見を踏まえ秦野市と検討し、記載内容を修正しました。
2	「利用料金一覧例」で迎車時 500 円とあるが、複数乗車の場合も一律 500 円をいただくのか。	頂いたご意見を踏まえ秦野市と検討し、料金が明確になるよう記載内容を追加しました。
3	「利用料金一覧例」で比較表の「2人乗車」の内訳を明記したほうが良い。2人乗車の際は、1人30円なのか。	頂いたご意見を踏まえ秦野市と検討し、料金が明確になるよう記載内容を修正しました。
4	「利用料金一覧例」に、「複数乗車の場合は、同じ施設から施設までに限る」などの記載があると理解しやすい。	頂いたご意見を踏まえ秦野市と検討し、記載内容を追加しました。
5	今回の更新で複数乗車を適用することについて、基準上、複数乗車は協議会	頂いたご意見を踏まえ秦野市と検討し、必要資料を作成しました。

	<p>でその必要性が求められるが、提示された資料のみでは判断できない。複数乗車の必要性が認められると判断できる資料又は追記、修正の必要がある。</p>	
--	---	--

【特定非営利活動法人 ハイテンション (伊勢原市)】

	委員からの意見及び確認事項	意見に対する事業所の対応内容
1	<p>「旅客の名簿」における「運送を必要とする理由」の(二) その他旅客について、備考欄に運送を必要とする参考のため、旅客の症状・状態を記入する必要があると思料される。 ※前回協議資料では記入されている。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ伊勢原市と検討し、記載内容を修正しました。</p>
2	<p>「旅客の名簿」の51番、「相模原市」在住の利用者について、どのような要件のため利用可能なのか確認が必要。</p>	<p>相模原在住の方に対しては、ご自宅までの迎車回送を行わない事を条件に入会されています。 週一回、当法人の生活介護事業所に電車を利用して自力通所が可能な方です。 運行の開始・終了地点を当事業所又は本厚木駅の二地点としております。 相模原エリアへの運行を一切行っていない事が明確な場合は、協議会への提出は不要との認識ですので提出はしておりません。</p>
3	<p>「身体状況等、様態ごとの利用者数」の知的障害者の内訳を記入する。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ伊勢原市と検討し、記載内容を修正しました。</p>
4	<p>「利用料金一覧」に運送料金比較表や関東運輸局長公示運賃等を明記した方がよい。</p>	<p>頂いたご意見を踏まえ伊勢原市と検討し、来年度以降、記載の仕方に注意致します。</p>
5	<p>「利用料金一覧」の迎車回送料金が利用者にとって理解し難いので、定義の改善が必要。</p>	<p>お一人の場合でも複数の場合でも、個々のご自宅(開始・終了場所)へピンポイントで迎車回送を行っているので、迎車回送料金につきましては、複数乗車の場合でも個別に頂いております。</p>
6	<p>「利用料金一覧」で、介助料金、添乗</p>	<p>当事業所と公的サービスをご契約され</p>

	料金について「障がい福祉サービスを適用します」と記載があるが、公的サービスを受けられる方だけがサービスの対象者であると読める。一律の料金を決め、「ただし、障がい福祉サービスを受けられている方はそちらの料金を適用」などにした方が明確ではないか。	ている方のみ、有償運送のサービス対象になっております。
7	「利用料金一覧早見表」で、利用料金一覧の運送料金2キロあたりが、概ね半額を超えている。これは、基本的に移動距離の長い利用者が多かったり、大部分は概ね半額を満たしているのので、この金額で妥当だと捉えていると考えると良いか。	基本的に2キロ以上のご利用者様が多く、この金額で妥当だと捉えています。

【特定非営利活動法人 移送サービスいせはら（伊勢原市）】

	委員からの意見及び確認事項	意見に対する事業所の対応内容
1	「利用料金一覧」の迎車料金について、複数乗車の場合は運賃と同様に乗車人数で割るのか。	利用者同士の複数乗車は、現在行っておりません。障がいがある方や車椅子利用者の通院等介護の必要な利用者の介護者（家族等）が同乗します。
2	「利用料金一覧例」に、「複数乗車の場合は、同じ施設から施設までに限る」などの記載があると理解しやすい。	頂いたご意見を踏まえ伊勢原市と検討し、記載内容を修正しました。
3	複数乗車が可能な利用者要件に合致しているか確認が必要。（書類上は要件に合致していると読み取れる人が少数だが、その方を対象としたサービスと捉えて良いか。）	「旅客の名簿」の記載内容を修正しました。

(4) 報告事項に対する各委員からの意見及び確認事項と対応状況について

【一般社団法人 さうんどうサポート (平塚市)】

	委員からの意見及び確認事項	意見に対する対応内容
1	運送収入は千円単位の記載だが、誤記の場合には訂正が必要である。	小数点以下3桁の数値で記載したため、単位との整合性が取れておりませんでした。来年度以降、記載の仕方に注意致します。

以 上